

飲酒運転の根絶! 絶対にしない!させない!

飲酒運転の厳しい処分

酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金



無条件で… 35点 欠格期間3年

免許取消し

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



呼気中アルコール濃度
0.25mg/l以上

25点 欠格期間2年

免許取消し

呼気中アルコール濃度
0.15mg/l以上 0.25mg/l未満

13点 停止期間90日

免許停止

欠格期間の上限は10年!

酒酔い運転をした場合 3年

さらに死亡事故を起こした場合 7年

さらにひき逃げをした場合 10年

※)前歴及びその他の累積点数がない場合 ※)欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

運転者以外にも厳しい罰

車両の提供者



酒酔い運転

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者



酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

車両の同乗者



酒酔い運転

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

アルコールに関する問題でお困りの方は、
最寄りの相談機関でお気軽にご相談ください。

鳥取県の行政機関
(相談拠点)

鳥取市保健所
中部総合事務所倉吉保健所
西部総合事務所米子保健所
県立精神保健福祉センター

鳥取市富安二丁目138-4
倉吉市東巌城町2
米子市東福原一丁目1-45
鳥取市江津318-1

0857-22-5616
0858-23-3127
0859-31-9310
0857-21-3031